

令和2年度 さぬき市障害者計画等策定委員会
第1回委員会・会議録

日時：令和2年10月23日（金）10：00～11：30

場所：さぬき市寒川庁舎 301 会議室

出席者：委員 14 名

事務局 6 名

【議事進行】

- 議題：1 計画査定スケジュールについて
2 事業所アンケート報告
3 香川県アンケート報告
4 計画骨子案
5 その他

■ 委員長・副委員長選出

■ 議題1 計画査定スケジュールについて

事務局：資料-1 計画策定スケジュールの説明

委員長：計画策定スケジュールについて、御質問や御意見はありますか。

（質問・意見等なし）

委員長：何も無いようなので、次の議題に入ります。

■ 議題2 事業所アンケート報告

事務局：資料-2 事業所アンケート報告書の説明

委員長：事業所アンケートについて、御質問や御意見はありますか。

（質問・意見等なし）

委員長：何も無いようなので、次の議題に入ります。

■ 議題3 香川県アンケート報告

事務局：資料-3 香川県アンケート報告書の説明

委員長：香川県アンケートについて、御質問や御意見はありますか。

委員：質問というわけではありませんが、障害の「害」の字の表記について、昔は「碍」という文字を使っていましたが、なぜ使わなくなったのでしょうか。

事務局：障害の「害」の文字をひらがなで「がい」と表記することが全国的に広がった時期があり、その時の議論では「碍」を使うという意見もありました。当事者の方々の中でもひらがな表記や「碍」という文字に違和感を持つ人がいたので、どれに統一するか意見がまとまりませんでした。その流れの中で、国は法律等もあるので今までの「害」を使うということになりました。本市は、国に倣って条例や計画では「害」を使うこととしております。今後、国の方や全国的に表記が変わってくれば、変更する必要があると思います。

委員：昔は法律の名称も「碍」の表記でした。「害」という文字は人々に害を与えるという印象にもなりかねないので、不適切だと思います。

事務局：「害」の一文字だけを見れば、印象は良くありませんが、決して障害のある方が人に害を与える訳ではありません。

委員長：他に、御質問や御意見はありませんか。
他にないようなので、次の議題の説明をお願いします。

■ 議題4 計画骨子案

事務局：資料-4 計画骨子案の説明

委員長：骨子案について、御質問や御意見はありますか。

委員：22 ページの一般就労への移行の目標設定のところですが、令和元年度の実績の 1.26 倍以上を目標とするとありますが、表記がわかりにくいので説明していただけますか。

事務局：文章の下の表の数字と文章の数字が対応しておらず文章が間違っていますので、表記を改めます。

委員：それと、さぬき市には就労定着支援事業所はないと認識していますが、ここには 1 か所あると書かれています。実際にあるのですか。

事務局：本市に就労定着支援事業所は、ありません。間違いですので、表記を改めます。

委員：22 ページの地域生活支援拠点についてですが、令和 2 年度までに 1 か所設置しておりとありますが、これは施設があるのでしょうか。

事務局：地域生活支援拠点とは、相談、体験の場、緊急時の受け入れ対応、専門性の向上、地域の体制づくりという 5 つの機能を有するものですが、整備の仕方として、高松市のように基幹相談支援センターを整備して体制を整える方法もあります。しかし、大川圏域を始めとする県内の多くの市町では、既存の支援機関・関係機関が面的なつながりで支援を行う面的整備という形で整備を進めています。

大川圏域においては、平成 30 年度に緊急受入れの協力に関する協定を圏域内の事業所と結び、5 つの機能のうちの緊急時の受け入れ対応について、整備を行いました。これをもって、地域生活支援拠点については、1 か所設置ということにしております。

今後、他の機能についても、既存のサービスや資源を活用することを基本として、地域生活支援拠点整備の検討を、自立支援協議会で進めていく予定です。

委員：高松市のように基幹相談支援センターを設置しているところは、「1 か所」という表記が望ましいと思いますが、本市の場合は面的整備ですので、表記の仕方を工夫したほうが良いと思います。

委員：46 ページに早期支援コーディネーターによる保育所等の巡回訪問とありますが、何名でどのくらいの頻度で行っているか教えて下さい。

事務局：早期支援コーディネーターの巡回訪問事業は、さぬき市の発達障害相談支援事業の一環として取り組んでいます。今年度はコーディネーター 7 名を学校区ごとに配置し、市内のすべて（公立、私立）の幼稚園、保育所、こども園に年間 6 回ずつ訪問しております。主に、年中、年長の子どもから小学校 1 年生に対して、就学のために必要な園の先生へのアドバイスや保護者の相談、小学校へ引き継ぐためのアドバイスなどを行っています。

委員：対象は発達障害に限っているのですか。

事務局：主に発達障害のお子さんとなります。

委員：本校も、さぬき市内の幼稚園、保育所等を連携訪問しています。本校の取組とさぬき市の取組をタイアップして、役割分担をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員：20 ページに施設入所者数を削減するとありますが、これは、施設入所の定員を減らすのか、定員はそのまま空きができて新たな入所をさせないのか、どちらでしょうか。また、実際に施設入所のニーズはあると思うのですが、それでも入所者数を減らしていくのでしょうか。

事務局：目標設定の考え方の部分にも記載しておりますが、現実には、誰かが出て新たに誰かが入所するという状況があります。さぬき市に住所がある方が出て、他の市の方が入るというケースは別にして、国の方針のように入所者数を減らすことや定員を減らすことは、実際には難しいと思います。

委員：21 ページに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築とありますが、さぬき市には精神障害に特化した事業所が少ないため、他の圏域から精神障害専門の事業所が出張相談を行っている状態となっています。出張相談を行っている事業所からも、その地域の相談はその地域で受け入れるほうがいいのではないかという声が出ています。精神障害のある方、ご家族さんへの相談にも、地域の中で対応できる体制づくりを進めていただきたいと思います。

委員長：精神障害の方への相談体制は、大川圏域での重要な課題と思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてですが、国の方針に沿って、さぬき市、東かがわ市や関係機関と連携して進めております。その中で、大川圏域でできることと、実現するのが難しいことがあります。

圏域ごとに施設などを整備するというのも一つの考え方ですが、圏域外からも利用されている病院や訪問看護事業所もあります。圏域内で実施すること、圏域を超えて実施することの両方の考え方を持って、東讃保健福祉事務所も大川圏域自立支援協議会の参画機関として協議しております。地域移行支援や地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助などについても、自立支援協議会の中で今後とも協議していきたいと考えております。

委員：私は、知的障害者（児）の相談委員をしております。相談の中で DV や詐欺事件、性犯罪等の複雑な内容の相談を受けることがあります。先程から連携というお話が何回か出ておりますが、みんなでつながって情報共有ができる場や、方向性を合わせて一緒に活動することが必要だと思います。

事務局：私達は市職員という立場で個別の相談対応をしておりますが、最近、経済的な問題や複雑な問題の相談が増えています。関係機関と連携して、相談にアクセスしやすいような体制をつくっていききたいと思います。

委員：22 ページの就労についてですが、就労移行支援や就労定着支援等を利用したいと希望する方はいますが、さぬき市内に事業所が無く、通所の負担が重いため、実際には利用できないという現実があります。そのあたりについても、整備や支援をお願いしたいです。

事務局：通所のアクセスや交通手段が悪いために、利用が妨げられるということでしょうか。

委員：就労移行支援を使いたくても、東かがわ市に 1 か所ある事業所には送迎がなかったり、高松の事業所まで通わなくてはいけないこともあります。志度だと電車が通っているので良いのですが、他の地域から高松の事業所には通所することが難しいです。

本当は就労移行支援を利用したいのですが、通うのが難しいために就労継続支援 B 型を利用している人がいます。やはり、移行のための支援ではないので、本人のニーズに合っていないという現実があります。

事務局：個別の事業所の問題についての対応ということは難しいのですが、只今、現実に通所の困難があるという問題を提起していただきました。この問題に関しては、解決の方策を検討するというのを、計画に盛り込むという方法を取らざるを得ないと思います。そのために、只今の意見を計画書に反映させる表記等について、検討をさせていただきます。

委員：骨子案には目標の数値がたくさん並んでいますが、大切なのは内容だと思います。既存のルールの中では解決できない問題もたくさんありますが、それぞれの立場で皆さん一生懸命解決に向けて取り組んでいるのだと思います。それらについて、さぬき市が個別の意見を吸い上げて、他のところに伝えるコーディネートを行ったり、プラットフォームにならないと、障害者（児）福祉はうまく進まないと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございます。只今の御指摘に沿いたいと考えております。

委員：個別の障害に対応した施設をさぬき市内に全てつくろうとすることは、難しいと思います。県が広域的に整備したほうが、うまく運ぶこともあると思います。過去には、デイサービスにおいて、他の市町からの利用があったので、さぬき市から予算が出せないというケースもありました。さぬき市も一生懸命に考えるし、香川県にも一生懸命考えてほしいと思いました。

事務局：只今の御発言は、質問というよりは御提言と受け取らせていただきます。全てのことを小さな市で行うということの限界があると思いますので、より効率的で財政的負担も小さな行政のあり方に対する御提言と解釈させていただきます。

委員長：他にご意見等ありませんか。

無いようですので、様々な御意見や修正の指摘がありましたが、事務局にはそれらを反映してもらおうということで、この骨子案を承認したいと思います。

■ 議題 5 その他

委員長：その他ということですが、他に何かありませんか。

無いようですので、事務局から次回委員会開催について御説明をお願いします。

事務局：次回委員会開催についての説明

委員長：最後に御質問、御意見等ありませんか。

無いようですので、以上を持ちまして本日の委員会を閉会いたします。